

年金受給者が死亡し、死亡届出書・未支給年金の請求・死亡一時金を裁定請求するときの記入例

(様式第K31号の2)
処理コード
9450 01

旧制度のみ(R03.11)

農業者年金死亡関係届出書

裏面の注意事項をよく読み、太枠内を漏れないように記入してください。(3)欄と(4)欄は該当する欄を必ず記入してください。また、裏面に記載している添付書類が必要ですので添付してください。

(1) 該当する箇所を○で囲んでください。		(2) 該当する箇所を○で囲んでください。	
死亡した者		死亡に関する届出	
・被保険者		・死亡	
・受給権者		・未支給	
		・一時金	
<p>・(1)欄で被保険者を○で囲んだ場合は被保険者証の記号番号を記入すること</p> <p>・(1)欄で受給権者を○で囲んだ場合は年金証書記号番号を記入すること</p> <p>・該当する元号の数字を○で囲み、生年月日が1桁のときは前に「0」を記入すること</p> <p>・JAに提出した年月日を記入すること</p> <p>・氏名のフリガナをカタカナで記入すること</p> <p>・(11)欄に記載された住所の市町村コードを記入すること。</p> <p>・JAを希望する場合は金融機関共同コードを記入すること (JAで記入)</p> <p>・届出書を受け付けたJAの農林漁業団体統一コードを記入すること (JAが記入。なお、市区町村の取扱いのときは、種別を「6」として当該市区町村の都道府県・市区町村コードを記入すること)</p>			
(3) 農業者年金被保険者証の記号番号		(4) 農業者年金証書記号番号	
記号番号		記号番号	
2 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 6			
(5) (フリガナ) 死亡した者の氏名			
ノウネン タスケ		農年 太助	
(6) 死亡した者の生年月日		(7) 死亡した者の性別	
元号 大正 昭和 平成		※性別欄の記載方法は自由です。	
0 7 1 1 3 0		男 女	
(8) 請求年月日 (JA受付年月日)		(9) 死亡した年月日	
元号 令和		元号 平成	
4 0 4 0 5 2 7		3 0 4 0 5 0 1	
(10) (フリガナ) 届出者又は請求者氏名		× 同一生計確認	
ノウネン ウメ		1 同一生計	
農年 うめ		0 非同一生計	
(11) 死亡した者との続柄		(12) (フリガナ) 届出者又は請求者住所	
① 配偶者 4 孫 7 三親等内 ()		★住所地の市町村コード	
2 子 5 祖父母 0 その他 ()		1 3 3 4 5	
3 父母 6 兄弟姉妹		郵便番号	
		1 0 5 - 8 0 1 0	
		東京都 港区西新橋 1丁目6番21号	
<p>農業者年金未支給年金・死亡一時金を請求する場合は、下記(13)欄を記入し、(14)欄のいずれかにチェックをしてください。</p> <p>農業者年金被保険者死亡届出書及び農業者年金受給権者死亡届出書のみの場合は必要ありません。</p>			
(13) ※金融機関共同コード		(14) 口座番号等確認欄	
1 2 3 4 7 8 9		1 2 3 4	
未支給年金・死亡一時金の振込を希望する金融機関		ご自身が通帳等の写しを添付しました <input checked="" type="checkbox"/>	
JA・銀行等		金融機関担当者において確認しました <input type="checkbox"/>	
(フリガナ) ミナト			
港			
トラノモン			
虎ノ門			
<p>(注) 郵便局への振込を希望する場合は、金融機関名欄に「ゆうちょ銀行」と「振込用の店舗番号(3桁の数字)」を記入し、口座番号欄には、「振込用の口座番号」を記入してください。</p>			
※JA記入欄		★農業委員会記入・確認欄	
農林漁業団体統一コード		農委コード	
種別 都道府県 団体コード 支所コード		都道府県 団体コード	
0 3 5 4 5 0 0 0 1		1 3 3 4 5	
TEL — —		TEL — —	
※受付印		★受付印	
		×基金記入欄	
		×受付印	

・該当する届出書が複数の場合は、そのすべてを○で囲むこと

・旧制度死亡一時金を請求する場合は、記入は任意

・添付書類を確認して死亡年月日を記入すること

・記入不要

・ケン・ゲン・マチ・番地等(数字)を正確に記入すること

・「口座番号」を正確に数字で7桁を満たすこと(7桁未満の場合前に「0」を記入すること)

・いずれかにチェックをすること

・届出書を受け付けた農業委員会の農委コードを記入すること

(注意事項)

死亡一時金及び未支給年金の請求ができる方は、死亡した者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた方で、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(未支給年金の請求の場合は、平成26年4月1日以降に死亡した者から、請求できる遺族の範囲が三親等内の親族までとなります)の順で請求できます。先順位者がいる場合は、後順位者は請求できません。

また、未支給年金及び死亡一時金を請求する場合は下記の同一生計証明及び添付書類等が必要となりますので、必要な証明を受け、書類を添付してください。

なお、未支給年金や死亡一時金がある場合であっても、返納していただく過払い金がある場合には、当該年金や死亡一時金は返納に充当させていただきますのでご了承ください。

この届出書に添えなければならない書類

- 1 表面(1)で被保険者を○で囲んだ場合は、死亡した者の「農業者年金被保険者証」(現に保有している場合に限る)
- 2 表面(1)で受給権者を○で囲んだ場合は、「農業者年金証書」(紛失したときは「農業者年金証書紛失届」(給付-4))
- 3 死亡した者の死亡日を明らかにすることができる戸籍の謄本、住民票の写し又は死亡日に関する市区町村長の証明書等
- 4 表面(2)で未支給又は一時金を○で囲んだ場合は、
 - 1) 死亡者と請求者との続柄を確認できる戸籍の謄本等
 - 2) 下記の「同一生計証明」欄の証明が受けられない場合は、受給権者の死亡当時、請求者が受給権者と生計を同じくしていたことが明らかにできる書類(住民票の写し等)

同 一 生 計 証 明

請求者は、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを証明する。

令和 4 年 5 月 27 日

住 所 東京都港区西新橋9丁目1番5号

電話番号 03-1234-5678

証明者 職 名 ○○町内会長

氏 名 町田 守

・役職のある第三者からの証明を受けること

(注) 証明は、民生委員、町内会長及び農業協同組合代表理事などの第三者から受けてください。